

## RESOMO 利用約款

RESOMO 利用約款（以下「本約款」という。）は、株式会社 ecbeing（以下「乙」という。）が提供する第 1 条に定めるサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して、その契約条件を定めるものであり、本約款は本サービスの全ての利用者（以下「甲」という。）に適用される。甲は、本約款の全ての内容に同意した上で、本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

### 第 1 条（本サービスの内容）

1. 本サービスとは、当社がオンライン上で、SaaS 形式で提供する以下のサービスをいう。

■RESOMO サービス：甲が運営する Web サイト上に甲が提供するサービスにかかる施設またはサービス等の情報を掲載し、当該 Web サイトの利用者（以下「ユーザ」という。）から当該サービスの利用の予約を受け付けることを可能にする機能を提供するもの。

2. 本サービスの内容の詳細（機能、利用条件、提供条件等）は、当社が別途定めるものとする。

### 第 2 条（通知）

1. 利用契約に基づいて乙が行う通知は、電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載その他の乙が適切と判断する方法により実施するものとする。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載により行う場合は、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

### 第 3 条（本約款の変更）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の同意を得ることなく、本約款を変更することができる。
  - (1) 本約款の変更が、甲の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 乙は、本約款を変更する場合には、変更の内容及び効力発生日を甲に通知するものとする。前項第 2 号に基づいて本約款を変更する場合には、当該通知は変更の効力発生日の 2 週間前までに行う。
3. 第 1 項に定める場合のほか、乙は、甲の個別の同意を得ることにより、いつでも本約款を変更することができる。

#### 第4条 (利用契約の成立等)

1. 本サービス利用を希望する甲は、本約款の全ての内容を確認し同意した上で、乙所定の注文書（以下「注文書」という。）を乙に提出する方法により、利用契約の申込みを行うものとする。甲は、注文書に記載した情報及び申込みにあたって乙に提供したその他の情報（以下「申込情報」という。）が、全て正確であることを乙に対し保証するものとする。
2. 乙は、前項の申込みを承諾する場合には、その旨を電子メール等乙所定の方法により甲に通知する。乙が当該通知を発したときに、乙と甲との間で、本約款及び注文書の記載内容に基づいて利用契約が成立するものとする。
3. 乙は、申込みが以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合は、甲の申込みを承諾しないことができる。この場合、乙は、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとする。
  - ① 申込みが乙所定の方法によらずに行われた場合
  - ② 申込情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - ③ 甲が反社会的勢力である場合、又は第24条第1項各号のいずれかに該当する場合
  - ④ 甲が本約款に違反するおそれがある場合
  - ⑤ 甲が過去に本約款に違反した者又はその関係者である場合
  - ⑥ 甲が本サービスと同種又は類似するサービスを提供している場合又は将来提供する予定である場合
  - ⑦ その他乙が申込を承諾することが相当でないと判断した場合

#### 第5条 (契約期間)

1. 利用契約の契約期間は、注文書の記載に関わらず、最初に到来する次条に定める金員の請求対象月の初日より1年間とし、契約終了日となる契約期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から書面による契約終了の意思表示がない場合、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後契約期間満了の都度同様とする。
2. 契約終了日は、本サービスの利用の如何を問わず月末日とし、月の途中の終了はできないものとする。

#### 第6条 (サービス利用料)

1. 甲は、乙に対し、利用契約期間中、本サービスの利用の対価として、注文書記載の利用料（以下「サービス利用料」といいます。）を支払うものとする。
2. 注文書に別段の定めが無い限り、甲は、各月のサービス利用料に消費税及び地方消費税を加えた金額を、翌月の末日迄に乙指定の銀行口座宛に振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。
3. 甲がサービス利用料の全部又は一部を支払わない場合、乙は甲に対し、支払期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、未払サービス利用料に対し年利 14.6%を乗じて

計算した金額を、遅延損害金として請求できるものとする。

4. 物価変動等により、乙が本サービスのサービス利用料を不相当と認めるに至ったときは、乙は本契約の契約期間内でも、甲に対してサービス利用料の増額を申し入れることができ、甲はかかる申し入れを受けた場合にはサービス利用料の増額に関する協議に応じるものとする。

#### **第7条（サービスの一時的な中断）**

1. 乙は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
  - ① 本サービスに関するシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
  - ② 本サービスに関するシステムの障害、本サービス又はこれに連携するサービス等のトラブル及びサービス提供の停止、その他本サービスの提供に必要な設備の障害等により本サービスの提供が困難となった場合
  - ③ コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
  - ④ 地震、落雷、火災、停電又は天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
  - ⑤ その他、本サービスを提供することが困難であると乙が判断した場合
2. 乙は、事前の計画に基づいて本サービスの提供を停止する場合には、緊急を要するときを除き、事前にその旨を甲に通知するものとする。
3. 乙は、前項に基づく本サービスの停止により、甲又は第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### **第8条（本サービスの変更、追加又は廃止）**

1. 乙は、乙が必要と認めたときに、本サービスの全部若しくは一部をいつでも変更、追加又は廃止（以下本条において「変更等」という。）することができるものとする。
2. 乙は、本サービスに関する重要な変更等を行う場合、事前に変更等の内容について甲に通知するものとする。重要な変更等が甲にとって著しく不利益な内容である場合、乙は甲に対して、乙所定の期間に申し入れることにより利用契約を解約する機会を与えるものとする。
3. 乙は、本条に基づく本サービスの変更等により、甲又は第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### **第9条（乙の免責事項、不保証）**

1. 乙は、甲が本サービスの利用によってユーザから得る、ユーザの電子メールアドレス、氏名、住所、電話番号等、乙が関与し得ない情報の正確性及び完全性、並びに本サービスの利用による甲の利益等の有用性を保証しないものとする。
2. 乙は、甲が本サービスを利用することによって、甲の売上向上、顧客訴求力の向上、プ

ランディング力の強化、経費削減、その他甲の特定の目的への適合性及び有用性、正確性、完全性を保証しないものとする。

3. 甲は、本サービスにより配信された電子メールが、ユーザに到達しない又は遅延する場合があります得ることをあらかじめ承諾し、乙は、甲に対し、これらにより発生した紛争及び損害につき一切責任を負わないものとする。
4. 本サービスを通じて甲が一斉かつ大量の電子メールを送信（メールマガジン配信を含む）した場合において、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等の法令により、通信事業者各社等が配信を拒否したため当該電子メールが配信されなかった場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
5. 電気通信事業法にもとづき、通信事業者各社等が、公共の利益のため非常時における緊急を要する重要通信を優先させるため、本サービスの利用を制限した場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
6. 乙は、下記の各号に該当する事由が発生したことにより生じた甲の一切の損害についてその責を免れるものとする。
  - ① 乙が開発したソフトウェア以外のソフトウェア、若しくはハードウェアの瑕疵又は動作不良等により中断又は運用停止が生じたとき
  - ② 機器の故障・障害対応により中断又は運用停止が発生したとき
  - ③ 第7条に定めるサービスの一時的な中断が発生したとき
  - ④ 甲が指定した接続元 IP アドレスからの接続を許可したことに派生して中断又は運用停止が発生したとき
  - ⑤ ドメインの有効期限の満了や DNS サーバーによる障害で URL による閲覧ができない等、ドメインや DNS サーバーに起因して中断又は運用停止が発生したとき
  - ⑥ 甲が乙に通知すべき事項について、甲からの通知が遅延したとき
  - ⑦ 一時的な利用増にともなうパフォーマンスの劣化により中断又は運用停止が発生したとき
  - ⑧ 本サービスを介した情報発信及び電子メールの延着、未達、文字化け等が生じたとき
  - ⑨ 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、甲又は乙に対する第三者による不正アクセスもしくはアタック、通信経路上での傍受等があったとき
  - ⑩ 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力が生じたとき

#### 第10条（甲の禁止事項）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為（それらを誘発する行為及び準備行為を含む。）を行ってはならないものとする。
  - ① 本約款及び利用契約に違反する行為
  - ② 法令の定めに違反する行為
  - ③ 公序良俗に反する行為

- ④ 乙又は第三者（本サービスに連携するサービスを提供する外部事業者がある場合はこれを含み、以下同じ。）の知的財産権（第 15 条に定義。）、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
  - ⑤ 本サービスの運営及び維持を妨げる行為
  - ⑥ 虚偽又は事実とは異なる内容を流布し、本サービスの信用を失墜、毀損させる行為
  - ⑦ 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
  - ⑧ 乙又は第三者に不正プログラムを送信する行為及び本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
  - ⑨ 本サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、その他本サービスを解析しようとする行為
  - ⑩ 第三者になりすます行為
  - ⑪ 第三者に本サービスを利用させ、又は本サービスの利用権を貸与若しくは販売する行為
  - ⑫ 本約款その他本サービスに関して乙が定めたルールに違反する行為
  - ⑬ その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 甲が前項各号に該当する行為を行ったと乙が判断した場合、乙は、甲の帰責性の有無にかかわらず、本サービスの利用停止、甲に対する損害賠償の請求、その他乙の裁量により適切と判断する措置をとることができるものとする。また、当該措置に起因又は関連して、甲又は第三者に損害が生じても、乙は当該損害について一切の責任を負わないものとする。

### 第 11 条（利用者における紛争対応及び損害賠償）

- 1. 甲は、本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場合、乙に対し、その損害（合理的な範囲の弁護士費用も含み、本条において以下同じ。）を賠償するものとする。
- 2. 甲が、本サービスに関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、甲は、直ちにその内容を乙に通知するとともに、甲の負担と責任において、当該クレーム又は紛争を処理するものとする。
- 3. 甲による本サービスの利用に関連して、乙が第三者からクレームを受け又は乙と第三者との間で紛争が生じた場合、甲は、その負担と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、乙が支払いを余儀なくされた金額その他の乙の損害を賠償するものとする。

### 第 12 条（ID及びパスワードの管理）

- 1. 甲は、本サービスにより利用するソフトウェア、電子メール等で使用する、任意に登録した名称あるいは番号（以下「ID」という）と、これに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとする。
- 2. 甲は、第三者にIDおよびパスワードを譲渡もしくは利用させることができないものとする。

3. 甲は、IDおよびパスワードを失念した場合、あるいは盗用された場合は、速やかに乙に届け出るものとする。

### 第13条（利用環境の制限）

1. 本サービスは、乙が定める動作環境においてのみ動作を保証する。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に通知することなく利用環境を制限できるものとする。
  - ① アクセスの過多等により運用環境の負荷が高まり、サービスの安定提供に支障をきたすと乙が判断した場合
  - ② 第三者からの攻撃等、セキュリティ上の懸念を乙が判断した場合

### 第14条（利用情報の利用）

1. 乙は、甲が本サービスを利用したことに伴い、乙に蓄積される情報を、本サービスの向上 および乙が提供する他のサービスへの利用等、乙の事業の範囲内で利用する限りにおいて利用することができるものとする。

### 第15条（知的財産権）

1. 本サービスに関連して乙が提供する、又は本サービスに含まれる文章、画像、映像、音声、プログラムその他のデータ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。）についての知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいう。以下同じ。）は、全て乙に帰属するものとする。
2. 乙は甲に対し、本サービスを利用する期間に限り、甲が本サービスを利用するために必要な範囲で本コンテンツを利用することを許諾する。
3. 乙は、明示又は黙示を問わず、本サービス及び本コンテンツが、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について、保証しないものとする。

### 第16条（事例の紹介）

1. 乙は、甲の会社名を本サービスの導入企業として公開することができるものとする。
2. 甲は、乙からの申し出に基づき、必要な範囲でロゴ及び商標等の使用を乙に無償で許諾するものとする。

### 第17条（機密の保持）

1. 甲及び乙は、利用契約の履行に関して知り得た相互の販売上、技術上またはその他業務上の機密情報を、利用契約の有効期間のみならず、利用契約終了後も第三者に漏洩してはならないものとする。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、機

密情報から除くものとする。

- ① 相手方から開示、提供を受けた情報が、既に公知の場合
  - ② 相手方から開示、提供を受けた情報が、自己の責によらず公知となった場合
  - ③ 相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合
  - ④ 相手方から開示、提供を受けた情報によることなく独力で創出、開発した場合
2. 甲が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために乙が受領した情報については、それぞれ本条における秘密情報と同じ扱いを行なうものとする。なお、個人情報については本条第1項第①号から第④号までのいずれかに該当する場合も機密情報として扱うものとする。

#### 第18条（顧客情報の取扱い）

1. 甲が、本サービスの利用にあたり、甲の顧客の情報（ユーザの情報を含み、以下「顧客情報」という。）を乙に提供（顧客情報が甲から乙サーバに対して直接送信されることを含み、以下同じ。）する場合、甲は次の各号に掲げる事項を乙に保証しなければならない。
  - ① 顧客情報の取扱いについて、適用される全ての法規（個人情報の保護に関する法令を含む。）を遵守すること
  - ② 乙に対する顧客情報の提供、その他本サービスの利用に伴う顧客情報の取扱いに関して、法令上必要とされる一切の措置（適用される国内及び国外における個人情報の保護に関する各種法令の要求を満たしたプライバシーポリシーを公表することを含むが、これに限られない。）を自らの責任において講ずること

#### 第19条（顧客情報の利用・管理）

1. 乙は、甲から提供を受けた顧客情報を、甲に対して本サービスを提供するために必要な範囲内（次の各号に定める利用が含まれる。）でのみ取り扱うものとし、甲の同意なく、その他の目的で利用し、又は第三者へ提供しないものとする。また、乙は、顧客情報を、乙自らが保有する個人データ及び個人関連情報並びに他の事業者から預託を受けた個人データ及び個人関連情報と突合しないものとする。
  - ① 本サービスの提供のために必要な障害対応及び本サービスの運用及び改善（本サービスの提供のために用いる分析技術の改善を含む。）のために顧客情報を利用すること
  - ② 甲に提供する目的で、顧客情報を蓄積及び加工して統計情報を作成すること
2. 乙は、前項に従って作成した統計情報を、乙又は第三者のために自由に利用することができ、また、第三者に提供又は公表することができる。
3. 乙は、顧客情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」といいます。）の防止その他の顧客情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を

講じ、万一、顧客情報について漏えい等が生じた場合には、速やかに甲に報告する。乙の安全管理措置の内容や実施状況について確認したい場合には、その旨を乙に申し入れるものとする。

4. 第1項にかかわらず、乙は、本サービスを提供するために必要な範囲において、顧客情報の取り扱いを第三者に対して委託することができる。その際には、乙は、当該第三者が十分な安全管理措置を講じていることを事前に確認するとともに、委託先が本条に従って顧客情報を取り扱うよう委託先に対する適切な監督を行うものとする。
5. 甲は乙に提供する顧客情報について、甲の負担と責任においてバックアップをとるものとし、当該顧客情報の滅失及び毀損等について、乙は一切責任を負わないものとする。

## 第20条（解約）

1. 甲は、利用契約期間の満了による場合を除き、利用契約を解約する場合、解約希望月の2ヶ月前までに、書面またはメールにより乙に通知するものとし、かつ、利用契約期間満了月までの月額料金の合計額および消費税を乙指定の期日および方法に従い、乙に支払うものとする。
2. 前項における月額料金が確定できない場合、直近3ヶ月分の月額料金の平均を、その費用も確定できない場合は利用契約に定める最低月額料金を、月額料金とみなす。
3. 乙は、利用契約期間の満了による場合を除き、利用契約を解約する場合、解約希望月の2ヶ月前までに甲に対し書面またはメールで通知することにより、いつでも、利用契約を解約することができるものとする。

## 第21条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約を解除し、かつ次条に従い損害賠償を請求できるものとする。
  - ① 本約款及び利用契約の各条項の一つにでも違反した場合
  - ② 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められる場合
  - ③ 相手方より重大な損害又は危害を受けた場合
  - ④ 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
  - ⑤ 支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類似する法的倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の申立を含む。）があった場合
  - ⑥ 解散の決議、若しくは他の会社と合併した場合
  - ⑦ 手形・小切手が不渡りとなった場合、又は財産状態が悪化し若しくは悪化する虞があると判断される場合
  - ⑧ 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められる場合
  - ⑨ その他契約を継続することが不適当な場合

## 第22条（損害賠償）

1. 乙は、甲に対し、自己の責に帰すべき事由により、本約款及び利用契約に違反して損害を与えた場合、当該損害を賠償する。
2. 前項に定める損害は、当該違反による直接の結果として甲が現実には被った通常損害に限ることとし、事由の如何を問わず、間接損害、営業損害、機会損失その他の特別損害、逸失利益を含まない。
3. 乙が負担する損害賠償は、帰責事由の原因となった本サービスにかかる利用契約に基づき、甲から乙に支払われた提供料金の総額（最大1年分）を上限とする。

## 第23条（権利義務譲渡の禁止）

1. 甲又は乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して発生する一切の権利および義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。

## 第24条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、過去、現在及び将来において、自己、自己の役員又は従業員のいずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等及びこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないことを表明し、かつ、保証する。
2. 甲及び乙は、自己の役員又は従業員について、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせない。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第25条（管轄裁判所）

1. 利用契約に関し甲乙間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第26条（協議）

1. 利用契約に定めがない事項および疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

以上

2024年6月1日 制定 発効